

第27期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時

開催場所

川崎市麻生区上麻生1丁目1番1号
ホテル モリノ新百合丘
7階 桧の間

株主様へのお願い

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社グローバルインフォメーション

証券コード：4171



目次

第27期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	23
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49
株主総会会場ご案内	巻末

証券コード 4171
2022年3月7日

株 主 各 位

川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号 アーシスビル7階

株式会社グローバルインフォメーション

代表取締役社長 小 野 悟

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

書面又は電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述のご案内に従って2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 開催日時 | 2022年3月29日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 開催場所 | 川崎市麻生区上麻生1丁目1番1号
ホテル モリノ新百合丘 7階 松の間 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以上

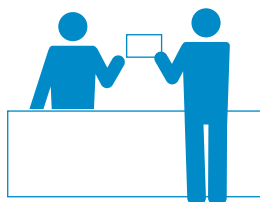
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 当社ウェブサイト <https://corporate.gii.co.jp>

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第27期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

2022年3月29日(火曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行 使 期 限

2022年3月28日(月曜日)
午後6時00分到着分まで

インターネットによる 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード、パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行 使 期 限

2022年3月28日(月曜日)
午後6時00分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使

行使期限

2022年3月28日(月曜日)午後6時00分まで



「スマート行使」による方法

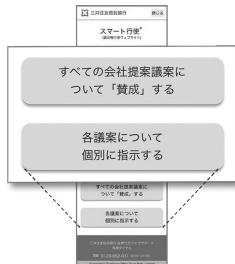
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



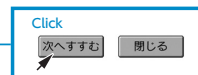
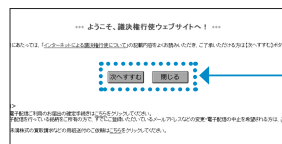
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

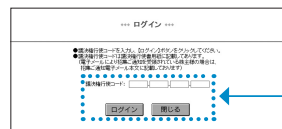
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- 1 ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>



- 2 ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な持続的成長と経営環境の変化に耐え得る経営基盤充実のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 33円 総額 97,134,147円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する条文の新設並びに監査役及び監査役会に関する条文の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入される予定であることに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時総会終結の時をもって効力を生ずるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	（削除）
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条（条文省略）	第12条～第14条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	<u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第18条（条文省略）	第16条～第18条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 (新設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>5</u>名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>6</u>名以内とする。 (選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (新設)	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選任する。</u> 2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名、記名押印又は電子署名を行う。 第27条～第28条 (条文省略) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名、記名押印又は電子署名を行う。 第28条～第29条 (現行どおり) (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(常勤の監査役)</u> 第 3 3 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 3 4 条 監査役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 3 5 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第 3 7 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第 3 8 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の範囲内において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(報酬等)</u> <u>第 3 9 条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 3 1 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 3 2 条 監査等委員会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 3 3 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 3 4 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査等委員会規程)
	第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第27期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第27期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(現行定款１５条の削除及び変更案第１５条の新設に関する経過措置)</u> 第２条 現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１５条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下、「施行日」という）から効力を生じるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	再 任 お の さ と る 小 野 悟 (1947年9月10日)	1970年 4 月 同時通訳業（個人事業） 開業 1983年 4 月 IGIコンサルティング日本事務所（個人事業） 開設 1995年 1 月 当社設立 代表取締役社長（現任）	850,000 株
	【取締役候補者とした理由】 小野悟氏は、1995年の当社創業以来、当社の代表取締役社長として当社の経営を担い、その豊富な経験および知見をもとに業務全般にわたって会社を牽引してまいりました。その経営者としての経験や知見、強いリーダーシップによる当社および当社企業グループの企業価値の向上を期待して、引き続き取締役候補者とするものです。		
2	再 任 ひぐち そうすけ 樋 口 荘 祐 (1989年8月30日)	2014年 4 月 JX日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS 株式会社） 入社 2018年 6 月 当社 入社 2019年 1 月 当社 経営企画課長 2020年 1 月 当社 経営企画部長 2020年 1 月 株式会社ギブテック 代表取締役（現任） 2020年 8 月 当社 取締役 兼 経営企画部長 2021年 8 月 当社 取締役 兼 マーケティング部長（現任）	150,000 株
	【取締役候補者とした理由】 樋口荘祐氏は、当社の経営企画、マーケティング・広報等に関する豊富な経験と実績を有し、子会社において代表取締役を務めております。これらの経験や知見を活かすことにより、今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き取締役候補者とするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	再 任 もりやま えつろう 杜 山 悦 郎 (1961年1月4日)	1983年 4 月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式 会社） 入社 1993年 4 月 株式会社鹿児島銀行 入行 1997年 1 月 国際証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社） 入社 2001年 7 月 株式会社レントラックジャパン 入社 2004年 1 月 株式会社フルッタフルッタ 取締役 2014年 4 月 同社 取締役 専務執行役員CFO 2016年 6 月 SKOS株式会社 専務取締役 2017年10月 株式会社テクサー 社外取締役 2018年 1 月 当社 取締役 2018年 4 月 当社 取締役CFO 兼 管理部長（現任） 2020年 1 月 株式会社ギブテック 専務取締役（現任）	49,000株
	【取締役候補者とした理由】 杜山悦郎氏は、当社および子会社において要職に従事しており、企業経営者として、豊富な経験と経営全般に関する幅広い見識を有しております。これらの経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、上記取締役の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	新任 社外 独立 取締役 役員 員 ひさとみ ありみち 久 富 有 道 (1954年3月6日)	1977年 4 月 大正海上火災保険株式会社（現 三井住友海上火災保険株式会社） 入社 2005年 4 月 同社 経理部副部長兼総合収支グループ長 2013年 4 月 同社 健康保険組合常務理事 2014年 4 月 同社 健康保険組合指導役 2018年 4 月 当社 常勤監査役（現任） 2020年 1 月 株式会社ギブテック 監査役（現任）	2,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 久富有道氏は、長年の上場企業管理部門における豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験や知見を活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び健全性確保に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって3年11ヶ月となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	新 任 社 外 独 立 取 締 役 員 ふなやま まさし 船 山 雅 史 (1952年8月30日)	1976年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現 アクセンチュア株式会社） 入社 1979年 1 月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責 任監査法人） 入所 1987年 8 月 シティバンク・エヌ・エイ東京支店（現 シ ティグループ） 入社 1996年11月 リパブリックニューヨーク銀行（現 香港上 海銀行） 入社 2005年10月 船山公認会計士事務所 代表（現任） 2008年 6 月 株式会社フィナンテック 社外取締役（現任） 2008年 7 月 株式会社FPG 社外監査役 2012年12月 株式会社FPG 社外取締役 2013年 4 月 株式会社応用電子 社外取締役 2014年10月 ベルニナ信託株式会社（現 株式会社FPG信 託） 社外取締役 2014年11月 株式会社三栄建築設計 社外取締役（現任） 2019年 2 月 一般財団法人寿財団（現 公益財団法人寿財 団） 監事（現任） 2019年 7 月 株式会社割符サービス 社外取締役（現任） 2019年 7 月 当社 社外取締役（現任） 2021年 4 月 DIG-X株式会社 代表取締役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 船山雅史氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識 及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。その経験や知見を活 かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び健全性確 保に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。な お、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時を もって2年8ヶ月となります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	新 任 社 外 独 立 立 員 おかだ なおと 岡 田 尚 人 (1977年7月16日)	2001年11月 司法試験合格 2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2003年10月 岡田・今西法律事務所（現 岡田・今西・山本法律事務所）入所 2015年 4 月 第二東京弁護士会会社法研究会代表幹事（現任） 2019年 1 月 岡田・今西・山本法律事務所パートナー（現任） 2021年 3 月 当社 社外取締役（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 岡田尚人氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わり、企業法務全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。その経験や知見を活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び健全性確保に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		
4	新 任 社 外 独 立 立 員 もとだ たつや 元 田 達 弥 (1969年9月9日)	1993年 5 月 アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア株式会社） 入社 1999年 9 月 公認会計士社会計事務所（現 辻・本郷税理士法人） 入所 2007年 4 月 同所 国際税務部部門統括部長 2008年10月 税理士登録 2014年 4 月 元田会計事務所設立 所長（現任） 2014年 6 月 テイ・エス テック株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年 3 月 株式会社MTコンサルティング設立 代表取締役（現任） 2018年 8 月 当社 監査役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 元田達弥氏は、税理士の資格を有しており、企業会計・税務に幅広く精通しております。その経験や知見を活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び健全性確保に貢献していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、上記取締役の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年3月29日開催の第23期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、各役員の職務等に応じた基本報酬と、各事業年度の利益及びその他諸般の事情を勘案した役員賞与を支給することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬及び役員賞与を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する栗崎俊紀氏、監査役を退任する坂野弘樹氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議（第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員である取締役の協議）にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
栗 崎 俊 紀	2018年4月 当社取締役（現任）
坂 野 弘 樹	2019年3月 当社監査役（現任）

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）における世界経済は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行が断続的に続き、全世界で経済活動が大きく制限されました。日本国内においても、緊急事態宣言解除となった10月以降、行動制限の緩和やワクチン接種の促進による新規感染者の減少を背景に、一時持ち直しの動きが見られたものの、足もとでは新たな変異株の出現により、再度、感染が拡大しており、先行きは依然として不透明な状況であります。

そうした中、当社グループが属する市場調査レポート出版業界においては、インド、中国系の調査出版会社の台頭や調査出版会社自身による直販部門のシェア拡大等が見られ、事業環境は常に変化しております。

このような状況の下、当社は今期を初年度とした3か年の「2021 中期経営計画」に基づき、商品面においては、特定の商品カテゴリーに偏ることなく、幅広い顧客ニーズに対応した多様なランナップを取り揃え、新規仕入先の開拓にも注力いたしました。また、販売面では、コロナ禍においても引き続き多くのお客様に商品を確認していただく機会を提供するため、一連の顧客対応を見直し、営業活動の効率化を図りました。

その他集客の面では、WEBサイトの全面的なリニューアルを実施することでUX（ユーザーエクスペリエンス）の向上を図るとともに、外部のプレスリリース配信の積極的活用により、継続的な情報発信に注力いたしました。2020年の上場による認知度向上に加え、各種WEBマーケティング施策を行うことで、当社のブランド価値向上に努めております。

株式会社ギブテックにおいては、ZETA通信の基本デバイス（基地局、中継器）及びセンサー類を含む自社ブランド製品「JAZE」シリーズの本格的な販売を開始し、様々な業態への導入・提案を進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,654,063千円（前期比23.2%増）、営業利益は516,052千円（前期比61.0%増）、経常利益は553,359千円（前期比66.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は359,168千円（前期比40.5%増）となり、売上、利益の結果も含めいずれも過去最高を達成いたしました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 市場・技術動向に関する情報提供事業

当セグメントは、取扱商品・サービスの違いにより、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事業の4つに区分されております。以下には事業区分別の業績について記載いたします。

(a) 市場調査レポート事業

当社グループの主力である市場調査レポート事業は、各種WEBチャネルを活用したマーケティング活動の活性化や顧客フォロー体制の効率化を図り、前期の売上高を大きく上回りました。海外部門においては、引き続き韓国支店が好調に推移し、こちらも売上高が前期を上回りました。

この結果、市場調査レポート事業全体では、前期比26.5%増の2,288,056千円となりました。

(b) 年間情報サービス事業

年間情報サービス事業は、本社部門の売上高が前期と比較して下回るものの、海外部門の主要である韓国支店及び台湾支店の売上高は前期を上回りました。

この結果、年間情報サービス事業全体では、前期比2.8%増の136,086千円となりました。

(c) 委託調査事業

委託調査事業は、本社部門、海外部門いずれにおいても、売上高が前期を上回りました。

この結果、委託調査事業全体では、前期比14.5%増の167,864千円となりました。

(d) 国際会議・展示会事業

国際会議・展示会事業は、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、本社部門、海外部門の両方において、売上高は前期を大きく下回りました。

この結果、国際会議・展示会事業全体では、前期比86.7%減の7,093千円となりました。

以上より、当セグメントの売上高は2,599,101千円となり、営業利益は541,728千円となりました。

② その他事業

当セグメントにおきましては、株式会社ギブテックにおけるIoT（モノのインターネット）向け無線通信方式であるLPWA通信に関する製品の販売、受託開発等を主な事業にしております。ZETA通信製品「JAZE」シリーズの本格量産が開始され、売上高は前期比342.1%増の54,961千円となり、セグメント損失（営業損失）は31,406千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年1月25日に、株式上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による75,000株の新株発行により、83,490千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 中期経営計画『GII Vision 2024（2022年12月期～2024年12月期）』の実践

当社グループは、国境の壁、言語の壁を超えて、お客様の意思決定を支援し、事業展開に寄与できる最適な市場情報をタイムリーに提供し、各業界・産業界の意義ある活性化に「情報」というフェイズから貢献するため、市場調査レポートの販売を中心に事業を展開しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響で、コミュニケーションツールが発達、浸透し、インターネットを経由したコミュニケーションが急速に進んでおり、情報伝達速度も以前とは比べ物にならないほど速くなっております。

当社グループでは、このような環境の変化を、主力事業である市場調査レポート事業にとって、フォローの環境と捉え、成長スピードを加速させ企業価値の向上を図るべく、2022年12月期から2024年12月期までの3年間の中期経営計画『GII Vision 2024』を策定しております。

特定の市場に関する良質な情報を、より早く入手することが今まで以上に重要となる世の中において、当社グループの役割は今後一層重要となると考えております。

また、その他事業（IoT関連事業）につきましては、当社グループの成長ドライバーとして位置づけ、SDGsの観点からも今後需要の高まりが想定されるスマートファクトリー、スマートビルディング、スマート物流用途を中心に事業拡大を図ってまいります。

中期経営計画においては以下の方針に則り、収益の拡大、企業価値の最大化に努めてまいります。

■収益基盤の強化

市場・技術動向に関する情報提供事業、その他事業（IoT関連事業）のそれぞれにおいて、次の取組みを実施し、収益基盤の強化を図ります。

[市場・技術動向に関する情報提供事業]

- ・WEBサイト掲載レポートラインナップ拡大による販売強化
- ・レポート本文の翻訳（英→日）を行うAI翻訳ツール提供による販売強化
- ・日本国内におけるGIIブランドの認知度向上による顧客基盤の拡大
- ・カスタム調査の調査範囲拡大による委託調査事業の売上増加
- ・海外WEBサイト改修及び海外拠点のオペレーション改善による欧米圏でのシェアアップ

[その他事業（IoT関連事業）]

- ・スマートファクトリー、ビルディング、物流向け製品の開発・販売による早期（2022年内）黒字化
- ・技術系社員の採用・教育による製品開発力の強化
- ・ストック収益を生むサブスクリプション型ビジネスの展開

■次なる成長に向けた投資

既存事業の拡大に加え、新たな収益を生み出す事業や人材、業務効率化に資するシステム等に積極的に投資を行います。

- ・業務効率化に繋がる業務のデジタル化への投資
- ・IoT関連事業に続く新たな事業への投資

■ESGを意識したSDGs経営の推進

持続的な企業価値の向上に加え、環境、社会、ガバナンスに配慮した経営に努めてまいります。

② 有能な人材の確保と育成

当社グループは、事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の確保と育成が不可欠な課題であると考えております。そのために、収益性を考慮した人員の最適化を図っていくとともに、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用するほか、社内の育成環境の強化を推し進めてまいります。

また、社員の処遇向上と福利厚生の充実など、社員ひとりひとりが責任と誇りを持って満足して働く環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンス、内部管理体制の強化

当社グループは、環境変化へ迅速に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化が重要な課題の一つと認識しております。

そのために、内部監査による定期的なモニタリングの実施等により内部統制の実効性を高め、リスクマネジメント、コンプライアンスを含めたコーポレート・ガバナンス体制の構築と運用を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年12月期 第24期	2019年12月期 第25期	2020年12月期 第26期	2021年12月期 第27期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	2,363,832	2,309,627	2,153,861	2,654,063
経常利益 (千円)	321,376	342,528	332,245	553,359
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	219,606	229,138	255,632	359,168
1株当たり当期純利益 (円)	87.84	91.66	102.13	131.29
総資産 (千円)	1,495,338	1,732,474	1,919,961	2,529,734
純資産 (千円)	790,606	998,872	1,351,946	1,775,204

- (注) 1. 当社グループは、第26期より連結計算書類を作成しておりますので、第25期以前については、当社単体の数値を記載しております。そのため、第25期以前の「親会社株主に帰属する当期純利益」は、当社単体の「当期純利益」の数値となっております。
2. 当社は、2018年8月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2019年7月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ギブテック	65,750千円	98.5%	IoT向け無線通信LPWA関連機器の製造・販売

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業は、市場・技術動向に関する情報提供事業セグメント及びその他事業セグメントの2つのセグメントから構成されております。

(市場・技術動向に関する情報提供事業)

本セグメントにおいては、市場調査レポート事業、年間情報サービス事業、委託調査事業及び国際会議・展示会事業の4事業を主要な事業としております。

① 市場調査レポート事業

調査出版会社の専門アナリストが、特定テーマに沿って市場の調査・分析を行い、市場規模・予測、テクノロジーのトレンド、規制風土、競合環境・市場シェア、参入状況等を体系的にまとめたレポートを仕入れし、販売する事業であります。

② 年間情報サービス事業

年間契約型の情報サービスで、基本的に1年間の契約で特定の調査出版会社の出版物やデータ情報を販売する事業であります。

③ 委託調査事業

顧客の市場情報ニーズに合わせ、オーダーメイドの調査レポートを提供する事業であります。

④ 国際会議・展示会事業

国際会議や展示会への参加者、出展者やスポンサーを募集する事業であります。

(その他事業)

本セグメントには、株式会社ギブテックにおけるIoT向け無線通信LPWA関連機器の製造・販売、システム導入のためのコンサルティング及びセミナー講演等の事業が含まれます。

(12) 主要な営業所

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市
米 国 支 店	米国 コネチカット州
韓 国 支 店	韓国 ソウル市
台 湾 支 店	台湾 台北市
ヨーロッパ支店	ベルギー ブリュッセル市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社ギブテック	神奈川県川崎市

(13) 従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比増減
国 内	29名	+2名
海 外	17名	△1名
合 計	46名	+1名

(注) 上記従業員数は、使用人兼務役員及び臨時従業員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(15) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,943,500株

(3) 株主数 1,615名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
小野 悟	850,000株	28.9%
小野 優子	625,000株	21.2%
田野 聡美	150,000株	5.1%
樋口 めぐ美	150,000株	5.1%
株式会社いちとせ	150,000株	5.1%
株式会社エルワイアール	150,000株	5.1%
樋口 莊祐	150,000株	5.1%
杜山 悦郎	49,000株	1.7%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	36,000株	1.2%
日本証券金融株式会社	33,300株	1.1%

(注) 1. 小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(41株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2018年12月17日
新株予約権の数		10個
目的となる株式の種類と数		普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き替えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 23,800円 (1株当たり 238円)
権利行使期間		2021年1月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	—
	監査役	予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

(注) 1. 当社は、2019年7月18日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役または監査役もしくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
記載すべき事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 悟	
取 締 役 CFO	杜 山 悦 郎	管理部担当 株式会社ギブテック 専務取締役
取 締 役	栗 崎 俊 紀	営業部担当
取 締 役	樋 口 莊 祐	マーケティング部、ITシステム部、商品コンテンツ部及び海外支店 担当 株式会社ギブテック 代表取締役
取 締 役	船 山 雅 史	船山公認会計士事務所 代表 DIG-X株式会社 代表取締役 株式会社フィナンテック 社外取締役 株式会社三栄建築設計 社外取締役 株式会社割符サービス 社外取締役 公益財団法人寿財団 監事
取 締 役	岡 田 尚 人	岡田・今西・山本法律事務所 パートナー 第二東京弁護士会会社法研究会 代表幹事
常 勤 監 査 役	久 富 有 道	株式会社ギブテック 監査役
監 査 役	元 田 達 弥	元田会計事務所 所長 株式会社MTコンサルティング 代表取締役 ティ・エス テック株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	坂 野 弘 樹	坂野弘樹司法書士事務所 代表 株式会社ミルクコントリビューション 代表取締役 一般社団法人わが家の信託協会 理事

- (注) 1. 船山雅史氏及び岡田尚人氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 久富有道氏、元田達弥氏及び坂野弘樹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役船山雅史氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 社外取締役岡田尚人氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役久富有道氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役元田達弥氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役坂野弘樹氏は、司法書士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	異動日（就任日）
取 締 役	岡 田 尚 人	2021年3月30日

9. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

新 役 職 名	旧 役 職 名	氏 名	異 動 日
取 締 役 マーケティング部、 ITシステム部、商品 コンテンツ部及び海 外支店担当 兼 マ ーケティング部長	取 締 役 経営企画部及びIT・ 商品部担当 兼 経 営企画部長	樋 口 莊 祐	2021年8月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2021年2月以降の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2 名)	85,170千円 (4,290千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	7,962千円 (7,962千円)
計	9 名	93,132千円

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,092千円（取締役12,390千円、監査役702千円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 役員の報酬等の額は、2018年3月29日開催の第23期定時株主総会において、取締役については年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50百万円以内とそれぞれ決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 船 山 雅 史	16回中16回	100.0%	－	－
取 締 役 岡 田 尚 人	11回中11回	100.0%	－	－
監 査 役 久 富 有 道	16回中16回	100.0%	13回中13回	100.0%
監 査 役 元 田 達 弥	16回中16回	100.0%	13回中13回	100.0%
監 査 役 坂 野 弘 樹	16回中16回	100.0%	13回中13回	100.0%

(注) いずれも就任期間中の状況を記載しております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役船山雅史氏は、公認会計士、税理士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、出席した取締役会において、適宜必要な発言を行っております。

取締役岡田尚人氏は、弁護士としての専門知識と経験に基づき、出席した取締役会において、適宜必要な発言を行っております。

常勤監査役久富有道氏は、長年にわたる経理業務の経験を通じて培った知識・見地から、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役元田達弥氏は税理士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役坂野弘樹氏は司法書士としての専門知識に基づき、出席した取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

永和監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査の状況及び監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、監査報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査法人の選任手続きに際しては、監査役会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」に照らして、該当する事実の有無について、担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針では、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることとなっております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 経営理念、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ロ. 「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反行為等について、当社グループの取締役・使用人が直接情報提供を行える内部通報制度を整備します。内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとします。
- ハ. 当社グループの取締役・使用人の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査責任者を選任し、「内部監査規程」に基づき当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ロ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、事業活動において想定される各種リスクを適切に認識し、損失発生 of 未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定します。この規程に則り、当社グループのリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、取締役・使用人のリスク管理マインド向上のための勉強会等を開催するなどリスク管理体制の整備を推進します。
- ロ. 重大なリスクが顕在化したときは、損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 取締役会に加えて、迅速に意思決定を行うため、必要に応じて会議等を機動的に開催するものとします。
 - ロ. 取締役会等において決定された事項は、当該業務を執行する担当部門において速やかに実施する体制を整えます。
 - ハ. ITを活用した情報システムを構築し、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めます。
- ⑤ **当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- イ. 当社は、「子会社管理規程」を定め、子会社に対して経営上の重要事項の承認手続き及び定期的な業務執行状況・財務情報などの報告が適正に行われる体制を整えます。
 - ロ. 当社の内部監査の対象に子会社を含めることとし、当社グループ全体の業務が適正であるかどうかを定期的にモニタリングして、必要な改善と適正性向上のための対策を講じます。
- ⑥ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- イ. 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
 - ロ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制構築に関する基本的計画を事業年度ごとに策定し、これに沿ってこの体制を構築し、必要に応じた改善を行います。
- ⑦ **当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- イ. 監査役は、内部監査責任者その他の使用人に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとします。
 - ロ. 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないものとします。

- ⑧ **当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- イ. 取締役会等の重要な会議に監査役が出席することにより、情報の共有を図ります。
また、監査役から重要な事項に関して説明を求められた場合には、適切に対応します。
 - ロ. 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査の実施状況、当社グループの内部統制に関する状況を監査役に報告します。
 - ハ. 当社は、前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。
- ⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
 - ロ. 監査の実施にあたり監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。
- ⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
- イ. 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター等の外部専門機関とも連携し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、事業計画の進捗状況確認及び重要な意思決定等において、社外監査役を交えた活発な議論を行いました。また、監査役会は13回開催され、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査責任者、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,441,361	流 動 負 債	492,100
現 金 及 び 預 金	2,091,184	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	95,231
売 掛 金	256,142	未 払 金	13,799
商 品 及 び 製 品	628	未 払 法 人 税 等	169,767
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	15,334	未 払 消 費 税 等	62,793
前 渡 金	62,301	前 受 金	116,509
そ の 他	15,770	賞 与 引 当 金	4,822
固 定 資 産	88,372	そ の 他	29,175
有 形 固 定 資 産	39,971	固 定 負 債	262,429
建 物 及 び 構 築 物	24,350	退 職 給 付 に 係 る 負 債	19,487
工 具、器 具 及 び 備 品	2,681	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	242,942
土 地	12,939	負 債 合 計	754,529
無 形 固 定 資 産	3,629	純 資 産 の 部	
商 標 権	181	株 主 資 本	1,774,501
ソ フ ト ウ ェ ア	2,982	資 本 金	162,021
そ の 他	465	資 本 剰 余 金	141,283
投 資 そ の 他 の 資 産	44,770	利 益 剰 余 金	1,471,265
繰 延 税 金 資 産	18,288	自 己 株 式	△68
そ の 他	26,482	非 支 配 株 主 持 分	702
資 産 合 計	2,529,734	純 資 産 合 計	1,775,204
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,529,734

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2021年 1 月 1 日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,654,063
売上原価	1,443,547
売上総利益	1,210,515
販売費及び一般管理費	694,462
営業利益	516,052
営業外収益	
受取利息	203
為替差益	26,070
債務勘定整理益	11,110
助成金収入	185
その他の	290
営業外費用	
上場関連費用	266
その他の	286
経常利益	553,359
特別損失	
その他の	0
税金等調整前当期純利益	553,359
法人税、住民税及び事業税	202,633
法人税等調整額	△8,407
当期純利益	359,133
非支配株主に帰属する当期純損失	35
親会社株主に帰属する当期純利益	359,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2021年 1 月 1 日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	91,075	69,575	1,190,846	－
当期変動額				
新株の発行	70,946	70,946		
剰余金の配当			△78,750	
連結子会社の増資による持分の増減		762		
親会社株主に帰属する当期純利益			359,168	
自己株式の取得				△68
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	70,946	71,708	280,418	△68
当期末残高	162,021	141,283	1,471,265	△68

	株 主 資 本	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	株主資本合計			
当期首残高	1,351,496	450	－	1,351,946
当期変動額				
新株の発行	141,893			141,893
剰余金の配当	△78,750			△78,750
連結子会社の増資による持分の変動	762			762
親会社株主に帰属する当期純利益	359,168			359,168
自己株式の取得	△68			△68
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△450	702	252
当期変動額合計	423,004	△450	702	423,257
当期末残高	1,774,501	－	702	1,775,204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,389,572	流 動 負 債	486,602
現 金 及 び 預 金	2,040,762	買 掛 金	90,840
売 掛 金	253,065	未 払 金	13,534
前 渡 金	62,301	未 払 費 用	16,509
前 払 費 用	8,331	未 払 法 人 税 等	169,477
関係会社短期貸付金	20,000	未 払 消 費 税 等	62,793
そ の 他	5,110	前 受 金	116,509
固 定 資 産	187,302	預 り 金	12,009
有 形 固 定 資 産	39,669	賞 与 引 当 金	4,822
建 物	24,255	そ の 他	104
工具、器具及び備品	2,474	固 定 負 債	262,429
土 地	12,939	退 職 給 付 引 当 金	19,487
無 形 固 定 資 産	2,862	役員退職慰労引当金	242,942
商 標 権	181	負 債 合 計	749,031
ソ フ ト ウ エ ア	2,215	純 資 産 の 部	
そ の 他	465	株 主 資 本	1,827,842
投資その他の資産	144,770	資 本 金	162,021
関 係 会 社 株 式	100,000	資 本 剰 余 金	140,521
繰 延 税 金 資 産	18,288	資 本 準 備 金	140,521
そ の 他	26,482	利 益 剰 余 金	1,525,368
資 産 合 計	2,576,874	利 益 準 備 金	5,375
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,519,993
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,519,993
		自 己 株 式	△68
		純 資 産 合 計	1,827,842
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,576,874

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2021年 1 月 1 日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,599,101
売 上 原 価	1,401,042
売 上 総 利 益	1,198,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	656,330
営 業 利 益	541,728
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	428
為 替 差 益	26,070
債 務 勘 定 整 理 益	11,110
関 係 会 社 業 務 受 託 収 入	5,730
助 成 金 収 入	185
そ の 他	228
営 業 外 費 用	
上 場 関 連 費 用	266
そ の 他	286
経 常 利 益	584,929
特 別 損 失	
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 利 益	584,929
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	202,343
法 人 税 等 調 整 額	△8,407
当 期 純 利 益	390,993

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年 1 月 1 日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	91,075	69,575	69,575	5,375	1,207,750	1,213,125
当期変動額						
新株の発行	70,946	70,946	70,946			
剰余金の配当					△78,750	△78,750
当期純利益					390,993	390,993
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	70,946	70,946	70,946	－	312,243	312,243
当期末残高	162,021	140,521	140,521	5,375	1,519,993	1,525,368

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	1,373,775	450	1,374,225
当期変動額				
新株の発行		141,893		141,893
剰余金の配当		△78,750		△78,750
当期純利益		390,993		390,993
自己株式の取得	△68	△68		△68
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△450	△450
当期変動額合計	△68	454,067	△450	453,617
当期末残高	△68	1,827,842	－	1,827,842

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 荒川 栄一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水 巧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルインフォメーションの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルインフォメーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社グローバルインフォメーション
取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 荒川 栄一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水 巧
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルインフォメーションの2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社グローバルインフォメーション 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 久 富 有 道 ㊞

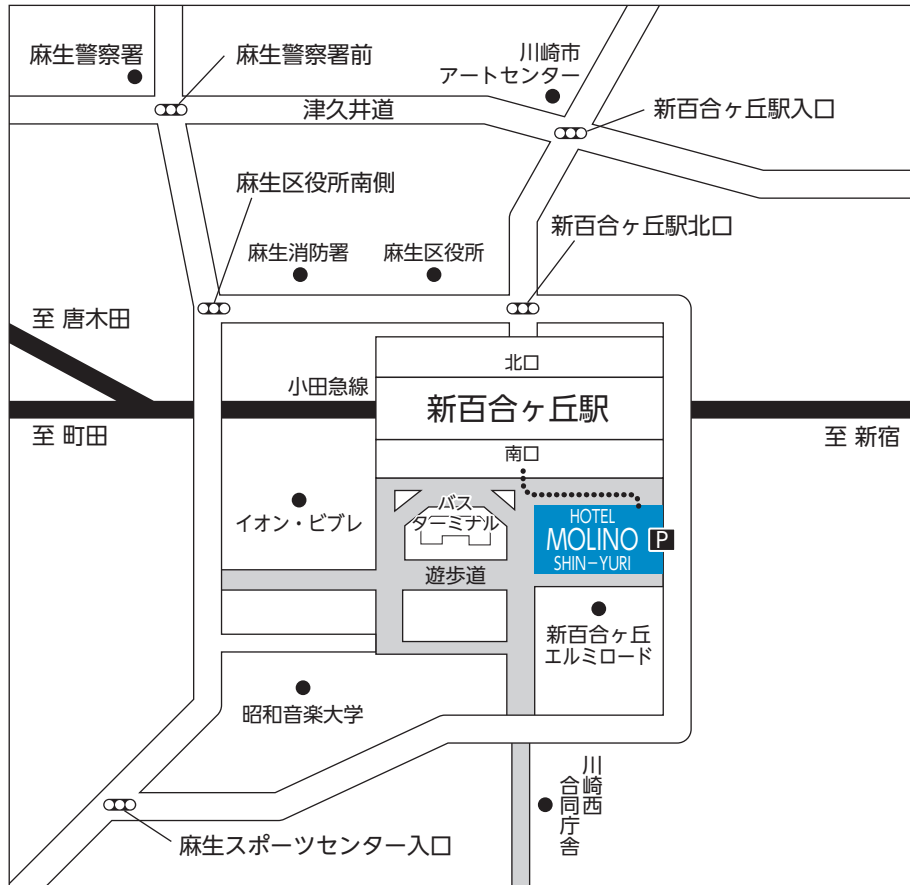
監 査 役
(社外監査役) 元 田 達 弥 ㊞

監 査 役
(社外監査役) 坂 野 弘 樹 ㊞

以上

株主総会会場ご案内

川崎市麻生区上麻生1丁目1番1号
ホテル モリノ新百合丘 7階 桧の間
TEL 044-953-5111 (代)



交通：【徒歩の場合】

◎小田急線／新百合ヶ丘駅より南口を出て左折 徒歩1分

【お車ご利用の場合】

◎東名川崎I.C.より約20分

◎空港リムジンバスにて、成田より約140分、
羽田より約70分

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

